

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札（総合評価方式）に付します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

令和3年3月16日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
副理事長 水嶋 智

- 1 公告番号 機構公告第55号
- 2 件 名 令和3年度広報誌制作等業務（電子入札対象案件）
- 3 業務内容 仕様書のとおり
- 4 履行期間 契約締結の日から令和4年3月15日まで
- 5 履行場所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 本社
- 6 入札方法

本件は、技術提案書（以下「提案書」という。）及び入札書を提出し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。入札に参加する者は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の交付する入札説明書等に基づき、提案書及び入札書を提出すること。

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 本案件は、資料等の提出及び入札を電子入札システムにより実施する対象案件である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
- 8 競争参加資格要件
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 「平成31・32・33年度物品購入等競争参加資格確認者」のうち当機構本社において、「1製造（4）その他①印刷・製本又は4役務提供等⑥広告・宣伝若しくは⑫その他」に係る競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき

更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）、もしくは平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）全省庁統一資格において、「物品の製造又は役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。

なお、全省庁統一資格により入札参加申込をする者については、事前に電子入札登録申請書を提出し、入札参加申込書の提出期限までに業者番号の通知を受けている者に限る。

- (3) 入札参加申込書等の提出期限の日から開札の時までの期間において、当機構本社又は国の各機関から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 企業の業務実績に関する要件として、平成27年度以降に元請として完了した同種業務の実績が1件以上あること。なお、「同種業務」とは、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数1,000人以上の企業に限る。）における広報誌、機関紙、社内報等の広報業務に係る刊行物を制作したものをいう。
- (7) 配置予定技術者の要件として、総括責任者が平成27年度以降に元請として完了した上記(6)に掲げる同種業務における総括責任者としての経験が1件以上あること。

9 入札手続等

(1) 担当部署

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1（横浜アイランドタワー）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本社 経理資金部 会計課

電 話 045-222-9049

F A X 045-222-9047

電子メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び方法

ア 交付期間 令和3年3月16日（火）から令和3年4月5日（月）まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

なお、仕様書等をダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件備考欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は(1)に連絡し、別途

交付方法について指示を受けること。

(3) 入札参加申込書及び提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年4月5日（月） 16時00分まで

イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、入札参加申込書及び提案書の容量が10MBを超える場合又は7により契約担当役の承諾を得て紙入札へ移行した場合は、9(1)へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出すること。

ウ 添付書類 資格審査結果通知書の写し（全省庁統一資格により入札参加申込書を提出する場合に限る。）

(4) 提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは行わない。（技術提案書のみで審査を行う。）

(5) 提案書等審査結果の通知

提案書等審査結果については、電子入札システムにより令和3年4月12日（月）までに通知する。ただし、7により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者には、書面により通知する。

(6) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア 入札書の提出期限 令和3年4月16日（金）16時00分まで

イ 開札の日及び場所 令和3年4月19日（月）11時00分 当機構本社会計課

ウ 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、7)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、9(1)へ持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。

(7) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 その他

(1) 本件の入札に参加する者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得及び仕様書等を熟読しておくこと。契約申込心得は当機構ホームページで公開している。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 9(1)に同じ。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札、提出書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も同様とする。また、入札を辞退した者は、辞退を理由として以後の指名等において不利益を受けることはない。

(8) 落札者の決定方法

落札者の決定は、以下により総合評価方式（加算）をもって行う。

ア 予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、当該入札者の提案に係る各評価項目の得点の合計と当該入札書に係る入札価格に対する得点を合わせた評価点の数値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。なお、数値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定める。

イ 提案内容に応じ、入札説明書に定める項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高点数は200点とする。

ウ 価格点の評価方法は、以下のとおりとする。

価格点＝価格点の配分 × (1 － 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は100点とする。

(9) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(10) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(11) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を行うことがある。

(12) 提出された提案書は、原則として返却しない。

(13) 採用した提案内容については、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、当機構が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(14) 本件の業務内容等に関する問い合わせ先 9(1)に同じ。

(15) その他の詳細は入札説明書による。

(16) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いします。なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職し

ていること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。